

夜間対応型訪問介護重要事項説明

(令和8年 2月 1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (午前8時30分～午後5時30分まで)

管理者 大作 智恵

※ ご不明な点は、お気軽にご相談下さい。

2 ホームヘルプステーションやのくち正吉苑、夜間対応型事業の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所番号	1395100058
事業所名	ホームヘルプステーションやのくち正吉苑
所在地	〒206-0812 稲城市矢野口1804-3
サービスを提供する地域	稲城市全域

(2) 同事業所の職員体制

管理者	サービス提供責任者	オペレーター	ホームヘルパー	計
1名 (0)	2名 (0)	12名 (12)	4名 (4)	17名 (14)

() 内は、非常勤

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日(年中無休)
申し込み相談受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	22時から6時

※ご相談等は、8:30～17:30の時間にお受けします。

(4) サービスの提供時間帯

平日・土・日・祭日	提供時間帯22:00～6:00	○
-----------	-----------------	---

※ オペレーターサービスは24時間体制で行います。

※ 定期巡回サービス・随時訪問サービスを行います。

※ 緊急通報をオペレーターが対応し、ホームヘルプステーションやのくち正吉苑と連携をとりサービスを提供します。

3 サービスの内容

(1) オペレーターサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、24時間体制で、ケアコール端末機からの緊急通報をオペレーターが対応し、通報内容等を基に利用者様の状況を判断して、ヘルパー派遣等の判断をします。

(2) 随時訪問サービス

突然の転倒・トイレ介助等にオペレーターの指示により、ヘルパーが駆けつけます(24時間、ホームヘルプステーションやのくち正吉苑と連携をとりサービスを提供します)。

(3) 定期巡回サービス

定期的に利用者宅を巡回して行う訪問サービス
身体介護

① 起床介助・就寝介助 ② 洗面等・身体整容(日常的なもの) ③ 更衣介助

- ④ 食事介助 ⑤ 服薬介助 ⑥ 排泄介助（陰部洗浄）⑦ 清拭⑧ 体位変換
- ⑨ 移動・移乗介助

4 利用料金

(1) 利用料金

介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求します。
 (別紙「料金表」)介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
 それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 取り消し料（キャンセル料）

急なキャンセルの場合は、下記の取り消し料がかかります。（定期訪問の場合のみ）
 キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

(4) その他

- ①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担になります。
- ②料金の支払方法は口座自動振替、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選べます。毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 当重要事項説明に同意いただき、契約を締結したのち、夜間対応型訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。
 なお、居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ② 当事業所の職員が、サービス提供のためお伺いするにあたって、事前に利用者のご了解を得たうえ、研修生または実習生を同伴することがあります。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
 なお、文書は、当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
 人員不足等やむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただきます。この場合、契約を解除する日の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- ④ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して 本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただきます。

契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合（但し、在宅相互利用の場合は除く）
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が自立・要支援1・2と認定された場合
- ③ 利用者が、お亡くなりになった場合または被保険者資格を喪失した場合

6 当事業所の夜間対応型訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

在宅生活を送る上で身体的機能や精神的機能の低下により、生活行為を自力で成り立たせることが困難な要介護状態にある高齢者に対し、家族を含めて安心、かつ、快適な生活が送れるよう適正な訪問介護を提供します。24時間365日実施し、必要なサービスを、必要な時に、必要なだけ提供することを基本としています。特に夜間において、定期的な巡回又は通報により居宅を訪問し、排泄の介助等、日常生活上の緊急時の対応その他において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を提供します。関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービス等各分野の専門機関との連携援助といったチームケアを実践することで、利用者の有する能力に応じた自立した生活、可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう援助します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	
採用時の研修の実施	有	入職後1ヶ月以内に実施しています
従業者への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

7 緊急時の対応方法

夜間対応型訪問介護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医、救急隊、親族、市障害福祉課、居宅介護支援事業者等に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

8 事故発生時の対応

夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

(緊急時・事故発生時の連絡先)

主治医	病院・診療所名	
	医師氏名（科目）	()
	住所	
	電話番号	
ご家族等	氏名（続柄）	()
	電話番号	
	勤務先又は携帯番号	

9 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止指針を掲げ、それを基に以下の定める事項の行為を実施します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- (4) 前3項を適切に実施するための専任責任者を任命します。

- 2 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、速やかに区市町村及び管轄の居宅介護支援事業所、高齢者支援センターに報告します。

10 業務継続計画書の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画に（以下「業務継続計画」という）従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 鍵の管理方法

利用者宅の鍵の保管については、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し責任をもって保管いたします。万が一、紛失・破損等した場合にはすみやかに鍵の取替え等必要な対処を講じるものとします。

12 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

- ①苦情解決責任者 安諸 剛志 電話 042-370-2202
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
- ②管理者 大作 智恵 電話 042-370-2202
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
- ③苦情解決第三者委員会事務局 堀内 賢治 電話 042-331-200

1

※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ①稲城市市役所高齢福祉課介護保険係 電話 042-378-2111
- ②東京都国保連合会苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177
対応時間 9:00～17:00まで（土・日・祝日を除く）

13 当法人の概要

別紙をご覧ください。

年 月 日

夜間対応型訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 〒206-0823
東京都稲城市平尾4丁目16番地の1

法人名 社会福祉法人正吉福祉会
代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

事業所名 ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑（夜間対応型訪問介護）
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から夜間対応型訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

続柄